

大阪市告示第814号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年6月10日

大阪市長 横山英幸

1 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

アクロスプラザ住之江

2 意見の概要

(1) コインパーキング機器の整備

住之江公園駅には住之江競艇場があり、競艇場来場者は周辺のコインパーキングを利用しているが、不法駐車・別建物の駐車場を無断利用も多数見受けられる。駅前に大規模小売店舗の無料開放の駐車場ができれば、近隣のコインパーキングの価格崩れや、本施設利用者以外の無断利用が考えられる。よって、コインパーキング機器の導入を求める。

(2) 駐輪場の利用の仕方

本施設は駅前に立地していることから、通勤エリアになっている。旧店舗のトイザらスやマクドナルドでも自転車の無断利用が問題になっていたかと思われる。こちらも施設利用者以外は有料化することにより制限をかけてはどうか。

3 意見書の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T C ビル O' s 棟南館4階

② 大阪市住之江区役所協働まちづくり課

大阪市住之江区御崎三丁目1番17号 住之江区役所4階

(2) 期間

令和 6 年 6 月 10 日 (月) から同年 7 月 10 日 (水) まで

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）

（経済戦略局産業振興部産業振興課）